

名張事件の再審決定に思う

裁判官の責任は？

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

さる四月に再審開始が決定した「名張事件」の問題を詳しく聞く機会がありました。

一九六一年三月二八日に三重県名張市の山村で起こった事件で、ぶどう酒に毒物を混入し五人の女性を死亡させたという容疑で奥西勝さんが逮捕されました。

一旦は「自白」に追い込まれた奥西さんでしたが、一審判決は「自白」は信用できないとして無罪を言い渡しました。しかし検事控訴により、高裁で逆転死刑判決が出され、最高裁で死刑判決が確定した後、じつに七度目の再審請求で、やっと冤罪の主張が認められたのです。

☆☆☆

一審の無罪判決から、今回の再審開始決定にいたるまでに、名張事件ではのべ四八人の裁判官が関わってきたとのことです。そのうち、四二人もの裁判官が奥西さんを有罪としてきたということに慄然とします。

第七次再審請求では、多くの科学鑑定が出されました。それは、確かに、死刑判決の根拠を崩す決定的な新証拠となりました。しかし、一審で無罪判決が出たように、それまでにも多くの問題は充分指摘され続けていたのですから。

☆☆☆

奥西さんが有罪とされた理由に、ぶどう酒の栓の王冠に、奥西さんの歯型と一致する跡があるという松倉鑑定がありました。第五次の再審請求では、それが誤りであり、松倉鑑定は、何と写真の倍率を2倍に操作して、似ているように見せかけたものであったことが暴露されました。それでも裁判所は再審を拒否していたのです。

☆☆☆

奥西さんが容疑者とされた大きい理由に、使われた毒物がニッカリンTという農薬であると見なされ、奥西さんがそれを持っていたという事情がありました。ところが、第七次の請求では、そもそも毒物はニッカリンTではなかったということが科学的に示されたのです。その証拠を確認するために、今は使用されていない農薬を探して、弁護団の人たちは、全国を駆け巡って見つけたのだそうです。

そうした苦勞の末に勝ちとられた再審開始決定でした。そして、ひとたび容疑者とされたら、それを否定するのに、これほどまでの努力が求められる裁判の現実に、疑問を超えて怒りをすら覚えます。

☆☆☆

私たちが冤罪の問題をとりあげるとき、それは死刑の問題ではなく、裁判の問題であり、その責任は裁判官にある、という意見が寄せられることがあります。しかし、奥西さんを死刑にした四二人の裁判官がどんな責任を取ってくれるというのでしょうか。誤った鑑定をして恥じない学者、不利な証拠は開示しようとしなない検察、警察発表をそのまま流すだけのマスコミ、それを信じてしまう私たち……そんな脆い土台の上に死刑制度は維持されています。